

初任者の訪問看護職員に対する研修補助事業

1 目的

訪問看護ステーション等において、初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対する研修実施に必要な経費を補助することにより、訪問看護ステーション等のサービス対応力の向上を図る。

2 対象事業所

初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対して研修を実施する兵庫県内の訪問看護ステーション等（みなしの訪問看護事業所を含む）

※ 兵庫県又は県内市町から指定を受け、兵庫県内に所在する事業所に限る。

3 対象経費等

初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対して研修を行うために必要な人件費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）

4 補助基準額

初めて訪問看護業務に従事する看護職員1名につき220千円

※令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に実施する研修に限る。

研修期間は原則6ヶ月以上を要件とする。

対象経費が220千円よりも低い場合は、その金額までとなる。

5 補助率 1/2

6 提出資料 事業計画書、履歴書（写し）

7 提出期限 令和3年10月22日（金）

8 提出先 兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課介護人材対策班 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1 ※封筒に朱書きで「令和3年度初任者の訪問看護職員に対する研修補助事業・事業計画書（追加）在中」と記載してください。

9 問い合わせ先等

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課介護人材対策班
担 当：山根
T E L：078-341-7711（内線2733）